

**令和4年度夏の特別企画展運営業務
企画競争評価基準**

1 本書の目的

本書は、「令和4年度夏の特別企画展運営業務」（以下、「本業務」という。）に係る公募型企画競争における契約候補者を選定するための評価基準その他の必要な事項について定めるものである。

2 審査・評価の実施主体

本業務に係る企画提案書の審査・評価は、本市が設置する「令和4年度夏の特別企画展運営業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において行う。

3 審査方法

委員は、「夏の特別企画展運営業務 提案説明書」及び本企画競争評価基準に基づき、企画提案書の内容を審査し、採点を行う。

委員は、1つの企画提案につき50点満点で採点し、以下の①、②条件をすべて満たす最高得点者を契約候補者とする。

- ①各委員の評価点合計の平均が30点を超えること
- ②各委員の各業務内容（項目2～4）の評価点の平均がそれぞれ6点を超えること

4 審査手順

(1) 書類及びヒアリング審査

企画提案書に基づき、書類及びヒアリング審査を行う。各委員は各企画提案書について採点を行う。

(2) 契約候補者の決定

(1)の得点に基づき、契約候補者を選定する。

5 採点の方法

委員は、提案に対し別紙1の評価基準により、下記のとおり各項目について採点する。
なお、間の点数は認めない。

	【5点満点】
特に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
やや不十分	2点
不十分	1点

6 最高得点者が複数となった場合（同点の場合）

同点により契約候補者となるべき最高得点を得た者が複数あるときは、評価基準の評価項目のうち「項目2」、「項目3」及び「項目4」の3項目の合計得点が高い方を上位と

する。

なお、これによっても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により契約候補者を選考する。

7 一次審査

5者以上の企画提案書の応募があった場合には、ヒアリング審査に先駆けて、企画提案書による一次審査を行い、ヒアリング審査の参加者を3者程度に選考する。

この際の選考方法は企画提案書のみを審査するものとし、採点は別紙1の事業の目的理解により行う。

8 企画提案書の提出が1者であった場合

企画提案提出者が1者の場合は、委員の採点結果の平均点が最低評価基準点（30点）以上という必要条件を満たしていれば、当該提出者を契約候補者として決定する。

9 失格となる場合

以下の場合には、企画内容を問わず失格とし、以降の評価・採点を行わない。

- (1) 企画提案提出者が参加資格を満たしていないことが判明した、又は満たさないこととなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 実施委員会において不適切と認められた場合。

別紙 1

夏の特別企画展運營業務 評価基準

評価項目		評価の視点	配点
1	事業の目的理解	・本業務の提案内容が気候変動と生物多様性保全の関係性を理解した提案になっており、事業の目的を理解した内容となっているか。	5
		・事業内容が「生物多様性さっぽろビジョン」及び「札幌市気候変動対策行動計画」の趣旨に合致しているか。	5
2	展示内容	・気候変動及び生物多様性に関して、効果的な啓発内容となっているか。	5
		・気候変動と生物多様性のつながりについて、理解を促す内容となっているか。	5
3	参加型コンテンツ	・参加者が体験に基づいて気候変動や生物多様性について学べる内容となっているか。	5
		・参加者の行動変容を促すことのできる事業内容となっているか。	5
4	ウェビナー	・講演について、気候変動が動植物に与える影響について理解を促し、参加者にとって興味を引くテーマとなっているか。	5
		・気候変動や生物多様性について科学的根拠に基づいた内容で伝えられる内容となっているか。	5
5	企画運営内容	・業務スケジュールが適切で、感染症予防に必要な対策、チラシ以外の効果的なPR方法が盛り込まれるなど、企画の実現性は十分確保されているか。また、独自提案内容について、有効な普及啓発手段となっているか。	5
6	積算内容	・提案内容に対する経費の積算は、適正であるか。ただし、積算合計額については評価しない。	5
合 計			50

<採点基準>

【5点満点】

- | | |
|----------|----|
| ・特に優れている | 5点 |
| ・優れている | 4点 |
| ・普通 | 3点 |
| ・やや不十分 | 2点 |
| ・不十分 | 1点 |